

平成7年2月24日 金曜日

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該の翌日が休日は、その日を除く)

目次

◇告示 地域森林計画の決定(林務課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

生産事業者の登録の失効(〃)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

告示

鳥取県知事 西尾邑 次

一 閲覧に供する書類

- 1 日野川地域森林計画書
- 2 日野川地域森林計画図

二 閲覧に供する期間

平成7年1月24日から三十日間

三 閲覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課並びに米子地方農林振興局及び日野地方農林振興局

(この地域森林計画に意見がある者は、この告示の日から起算して二十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定に基づき、千代川森林計画区、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により告示し、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成7年1月24日

鳥取県知事 西尾邑 次

一 閲覧に供する書類

千代川森林計画区及び天神川森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書及び計画図

二 閲覧に供する期間

平成7年1月24日から三十日間

三 閲覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課並びに鳥取地方農林振興局、八頭地方農林振興局及び倉吉地方農林振興局

(この地域森林計画の変更に意見がある者は、この告示の日から起算して三十日以内

鳥取県告示第百三十三号

に、知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。)

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町赤松字門野五六三の一・五六三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 道路用地とするため
解除の理由

（次の図）は省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百三十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成七年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

平成七年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成七年二月二十四日

選挙管理委員会告示

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所所在地
227	193	11	小棕漬	東伯郡三朝町大字木地	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成
足立 繁一	小棕	小棕	一	東伯郡三朝町大字木地	小棕漬
東伯郡赤崎町大字太一垣四〇八	東伯郡赤崎町大字木地	東伯郡三朝町大字木地	外の苗木の育成	東伯郡三朝町大字木地	外の苗木の育成
足立 繁一	小棕	小棕	一	東伯郡三朝町大字木地	小棕漬
東伯郡赤崎町大字太一垣四〇八	東伯郡赤崎町大字木地	東伯郡三朝町大字木地	外の苗木の育成	東伯郡三朝町大字木地	外の苗木の育成